

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定により、令和 8 年札幌市告示第 529 号で指定した、特定有害物質によって汚染されている区域の一部について指定を解除する。

指定を解除する区域の範囲を表示した図面及び地番等は、札幌市環境局環境都市推進部環境対策課に備え置き、一般の閲覧に供する。

令和 8 年（2026 年）8 月 27 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 指定を解除する区域の所在地（地番）

札幌市北区北 8～18 条西 5～12 丁目 8 番 1 の一部

2 特定有害物質

砒素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去